

医療費適正化計画関係団体代表者様

神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課長  
( 公 印 省 略 )

「神奈川県医療費適正化計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)一部改定素案」に対する意見について(照会)

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、医療制度改革を踏まえ、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に取り組むことにより、医療費の伸びの適正化を図るため、「神奈川県医療費適正化計画」を推進しております。

現在、国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」が一部改正されたことを踏まえ、第四期計画の一部改定へ向けた準備を進めているところですが、一部改定を行うに当たり、関係団体の皆さまの御意見をお伺いしたいと考えております。

つきましては、別添「神奈川県医療費適正化計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)一部改定素案」に対する御意見を別紙回答様式にて令和8年1月19日(月)までに電子メールで御提出くださいますようお願いいたします。(御意見がない場合につきましても、お手数ですが、別紙回答様式の御提出をお願いいたします。)

なお、令和7年12月19日から令和8年1月19日まで一部改定素案に関する県民意見反映手続(パブリック・コメント)を実施していることを申し添えます。

(添付資料)

- ・ 「神奈川県医療費適正化計画」の一部改定素案の概要
- ・ 神奈川県医療費適正化計画(令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)一部改定素案
- ・ 同 新旧対照表

※ 神奈川県医療保険課のホームページで現行の医療費適正化計画を御覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n5p/iryouthekiseika/dai4ki.html>

問合せ先  
医療費適正化グループ 志賀  
電話 045-210-4885 (直通)  
ファクシミリ 045-210-8860

## 「神奈川県医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）」に対する意見

### 公益社団法人神奈川県病院協会

病院は診療報酬が物価や人件費等の高騰に追い付いておらず、約7割で赤字経営の状況です。また、医療従事者の人手不足の問題も深刻です。

医療費の適正化は健全な病院経営があって初めて持続可能なものとなります。計画の推進にあたっては、数値目標の達成を優先し、現場にその歪みを押し付けることのないよう、また、令和8年診療報酬改定の動向や現場の実情を踏まえた継続的な議論を求め、以下のとおり意見いたします。

#### ○労働力の確保について

（該当 4 ページ「2 計画の基本的な考え方 (1) 基本理念」生産年齢人口の減少への対応など）

深刻な人手不足の中、各病院は人材紹介会社に頼らざるを得ない状況にありますが、高騰する手数料が経営を圧迫しています。

診療報酬の一部が高額な手数料として民間事業者に流出しており、医療費の適正な支出とは言えません。手数料の上限設定や公的紹介機能の充実強化等、実効性のある支援を踏まえた上での計画の推進が必要です。

#### ○病床の柔軟な運用について

（該当 75 ページ「2 医療の効率的な提供の推進のための取組」など）

急性期病院では在宅復帰率を維持するため、慢性期病床をスキップして、本来、医療的ケアが必要な患者さんも自宅扱いとなる住宅型有料老人ホーム等へ無理に転院させざるを得ない実態がありますが、医療・介護が必要な状態が変わらなければ、社会保障費（社会全体で支払う総コストである医療費＋介護費）の削減には繋がらず、一部で過剰診療を招くなどの問題を生じています。

適切な医療管理が可能な療養病床を中間的な受け皿として認めるなど、地域の実情に応じた柔軟な病床運用を可能にする見直し等が必要です。

#### ○医療 DX について

（該当 1～4 ページ 第1章 神奈川県医療費適正化計画改定の趣旨 (2) 神奈川県医療費適正化計画の改定の背景など）

医療 DX によるデータ分析や地域差の是正は重要ですが、DX を進める保険診療上の条件がまだ不十分な中での推進ありきの姿勢には懸念を抱いています。

医療 DX は導入時に多くのコストと事務負担が強いられます。計画の推進にあたっては、導入や運用に対する継続的な財政支援等、実効性のある施策が必要です。